

2021年11月30日

内閣総理大臣 岸田文雄 殿

新型コロナウイルス対策にかかわる子どもに対する10万円相当の給付について
DV・虐待・性暴力等の被害者への配慮に関する要望書

特定非営利活動法人 全国女性シェルターネット
共同代表 北仲千里・山崎菊乃

11月26日に、18歳以下の子どもに対する10万円相当の給付を行うことを盛り込んだ令和3年度補正予算案が閣議決定されました。令和2年4月の新型コロナウイルス緊急対策の特別定額給付金の際にも、私たちは世帯主に給付金が振り込まれると、DVや虐待等で住民票を移さずに家を出ている被害者には給付金は届かない実態を訴え、措置を要望いたしました。それに対して、速やかに給付が可能となる措置をとっていただいたことにより相当数のDVや虐待等の被害者が、給付金を受け取ることができたことは、周知のことと存じます。当団体としても適切な対応に心から敬意を表しております。

しかしながら、その一方で「家を出ていない」被害者からもたくさんの問い合わせが国・自治体の窓口や、私たち支援者のところにも殺到し、「相手から避難していないDVや虐待被害者が数多く存在すること」が顕在化しました。

例えば、以下のような声をたくさん聴きました。

- ・ 世帯主に振り込まれた家族分の給付金は、父親に全部勝手に使われてしまう。食費や学費など、本当に必要な支出に使えず、困っている。
- ・ 住民票上は同一世帯で、世帯主である者とは音信不通で、どこにいるのかもわからない。しかし、その世帯主に家族全員分の給付金が振り込まれてしまう、どうしたらいいのか。
- ・ 何年もの間、家庭内別居状態で、まったく会話もない。今回、世帯主に振り込まれたとしても、その給付金を渡してほしい、こういう費用に使いたいというような会話はできない。会話しようとするれば、身体的暴力や長時間の罵倒などを受けてしまう。

今回の、18歳以下の子どもがいる世帯に1人当たり10万円相当の給付をするにあたっては、多くの場合、子の保護者である世帯主に給付されることが考えられますが、DV被害者の支援団体である私たちは、確実に子どものために支出されるよう、以下のような措置を取っていただくことを、ここに強く要望します。

1. DVや家庭内の虐待、家族・親族からの性暴力などで避難し、給付される世帯主とは別の場所に住んでいる子に対しては、①前回の給付金でその旨を申し出た人は、今回はそのまま受け取れるようにし、②新たに申し出た人も同じ手続きで、受け取れるようにしてください。
2. 子ども本人の口座、またはその子を現在監護している親の口座に振り込むようにし、クーポン券などの配付についても、同様な対応を取ってください。

以上

参考資料 内閣府 「DV 相談+(プラス)事業における相談支援の分析に係る調査研究事業」報告書(令和 2 年度後期)

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/r02_secondhalf_dvplus.pdf

○オンライン・チャット相談 の抽出分析 より

「(10代・20代の相談者から)コロナ禍の影響について言及している相談がいくつか見られた。給付金についての相談では、父が給付金を渡してくれない、あるいは浪費してしまったといった相談内容が散見された。」
報告書 p.62

「(30代以上の相談者から)コロナ禍の影響について言及している相談があった。そのうちのおよそ半数が給付金に関する相談であった。給付金についての相談では、夫が給付金を渡してくれない、あるいは浪費してしまったといった相談内容が散見された。」p.64

「30代以上では、給付金に関する相談をきっかけに経済的DVと思われる相談内容に言及するものが散見された。例えば、通院や美容院等自分のことでお金を使うのは許してもらえない、生活用品や電気・水道の使用を制限される、自分と子どもの給付金を別に受け取る手続きをしたところ扶養をすべて外すと脅されたといった相談があった。生活費をもらえないため実家や知人に借金をしているという相談者もいた。また、家計のことを相談しようとする、追い出されそうになったり人格を否定する暴言を吐かれたりされ、相談者が精神的に追い詰められているという相談も見られた。これらのケースでは、経済的な不安から子どもを連れて離婚することができず、暴言に耐えながら家にとどまり続けるしかないという相談者の状況がうかがわれた。」 p.65

○メール相談 の抽出分析より

「経済的DVとしては、給付金に関する相談が散見された。給付金に関する相談では、夫からモラハラを受ける、無視され続けるといった精神的DVを受けており、世帯主である夫に給付金が振り込まれると自身の生活費としても使えなくて困るため個人に給付してほしいといった相談や、生活費をもらえなくなった後に家を追い出され別居しているものの離婚に応じてもらえず、給付金も奪われたといった相談等があった。給付金に関する相談においては、身体的DVはないものの、日常的に生活費をもらえていないといった経済的DVや、長年口を聞いてもらえない、モラハラを受けている等の精神的DVの被害を受けているといったケースの相談もあった。」
p.68